

養父市議会・市民合同研修会会議記録

I 日 時 令和7年8月1日(金)

午後1時30分～

II 場 所 やぶ市民交流広場 大会議室

III 出席・欠席委員等

〈講師等〉 1人出席

役職名	氏名
元全国都道府県議会議長会事務局次長	内田 一夫

〈養父市議会改革推進特別委員会委員出席〉 8人出席

役職名	氏名	役職名	氏名
委員長	深澤 巧	副委員長	西田 雄一
委員	川瀬 稔	委員	田路 之雄
委員	北山 愛	委員	浄慶 耕造
委員	石本 毅	委員	井戸 弘美

〈議員出席〉 8人出席

役職名	氏名	役職名	氏名
議長	谷垣 満	議員	西垣 勲一
議員	前田 稔	議員	西垣 司
議員	藤原 芳巳	議員	高橋 展子
議員	津崎 和男	議員	塚本 正彦

IV 配付資料

- ・養父市議会・市民合同研修会次第
- ・講師略歴
- ・講演資料「議会基本条例とこれからの地方議会」

V 議事進行

1 開 会

【深澤委員長】 省略

2 あいさつ

【谷垣議長】 省略

3 講演 「議会基本条例とこれからの地方議会」

講師 元全国都道府県議会議長会事務局次長 内田 一夫

【要旨】

都道府県議長会という団体で約40年間勤務し経験したことを元に、議会基本条例を考えるにあたっての私なりの考え方も含めて話したい。

(1) 議会の役割

地方議会は、憲法日本国憲法第93条の第1項に、必ず地方自治体には議事機関として議会を設置しなくてはならないとされ、そこにおける議会の性格としては議事機関であるとされている。第2項には、地方公共団体の町村議会の議員及び法律の定めるその他の議員は、その地方公共団体の住民が直接これを選挙するというので、執行機関等の長と議会の議員、それからなる議会が、住民から直接選挙される者からなっているということから、現在の我が国の地方自治制度を説明するにあたっては、二元代表制と説明されるということが多くなっている。二元代表制においては、執行部と議会は対等であり緊張関係を持たなくてはならないということが、そこから示されている。

よく議会は市長の諮問機関ではないかと言われる。それは実態として、議案の多くが首長から出され、議会は受身的にその可決否決というのを考える、原則として首長から出されたものを可決するということが当たり前というような意識が議員の中にあるため。自分たちは首長の提案を受けて、それに対してOKサインを出すのが議会なんだというような意識を持つ方がいたということが実際にあった。

しかし、議会は議会として自らも提案できる、予算はできないが条例の提案ができる、意見書をまとめて国県に対して要求を出せるということがある。立法機能を持っているという意味において議会としての独自性もあり、執行機関を監視する緊張関係を持つということも必要である。

次に、議会は住民代表機関としての機能を住民から負託されており、重要なのは、特に本会議においては公開されているということである。本会議において議案に対する質疑を行う、決定するという過程を市民に公開し、市民と一緒に解決策を見出していくということが必要であって、議事機関であり可決否決という結果を出すのが基本的な役割だが、それで終わりではない、それをいかにフォローアップしていくかということも重要である。決算などは特にそうであり、決算から出てきた問題点をいかに予算に繋げていくかということも重要である。また、執行機関においては説明責任と言われるが、議会においてもなぜこの議案に対して可決否決したのかということ住民に対して十分説明しその結果をフォローしていくことが必要である。

請願においても、住民の意思として出された請願について採択したら、その請願がいかにして実現されているか、実現されていないかということフォローアップする。また、国に対して出す意見書も、国として各自治体の意見書をまとめると相当数になり、それに対して処理しきれないということがあるので、各議会が今どうなっているのかということフォローアップしていくということも重要である。議事機関というのは長の執行に対してOKを出

すということも非常に重要な役割だが、立法機関であり積極的に自分たちで活動を行っていくという位置づけが重要。

議会の役割を分類化することについては、学者によっていろいろな分類の仕方があるが、ここでの分類は、私が都道府県議長会で研究会を開催したときに分類された住民代表、監視機能、政策立案機能という3つの機能。

住民代表というのは、議員は住民から選ばれ、住民の意向を反映するということが重要であるということ。中山間地域において人口減で財政等が厳しい中であっては、どうしても手数料や税を増やし、住民サービスはある程度制約を加えるということも必要な場合もあるが、そういう提案が首長から出されたときに議会としてどう対応するか、住民に対するマイナスサービスというものに対して、議会がいかに対応するかということも非常に重要な住民代表としての役割である。

議会に首長から出された提案に対して本会議、また委員会において侃々諤々議論を行う、なぜそういう提案が出されるのか、それに対する代案、他の自治体での事例などを示し、住民に問題点を知っていただきながら一緒に解決していく、そういう場として委員会というのは非常に重要な場になってくる。

本会議というのは質問や質疑という形において、一方的に問題点を提起させるという場だが、そこにおいて議員同士も議論をして、問題点を市民に対して示していくもの。それを委員会との連携において、議会として解決していくためには、明らかになった問題点を委員会における検討テーマとして取り上げ、委員会として調査や議論を行う。

そういう中において、議員個人の力量を、本会議における質問や質疑において議会の力に展開していくということが必要なのではないか。議員の力量によっていろいろな問題点が出され、問題だと攻めたらそれを議員個人の成果に終わらせず、議会の成果として受け取る。出てきた問題点を委員会として整理を行い、その問題点について提案していく、そこが委員会の役割として重要なのではないかと思う。

次の監視機能というのは当然重要な、二元代表制において中心的な機能になっている。特に予算決算審査の見直し、決算を終わったものというふうに捉えず予算に繋げる入口として考えることが非常に重要であると言われている。

次に政策立案というと、条例を作るということが中心のように言われるが、新しい条例を作るのは非常に労力や専門的な知識が必要であるので、質問や質疑において提案していくということも非常に重要なことになる。また最近の各議会の取組として、委員会における政策提案、つまり委員会で中長期的に問題点を取り上げ、調査を行い、議員間討議も踏まえながら委員同士で議論して委員会として政策を取りまとめていくことも重要であるとされる。

(2) 議員の役割

議員というのはどういう位置づけなのかということ、後半のテーマである議員定数や議員報酬について考える前提としてお話しする。

議員とは、地方公務員法の第3条で、就任について選挙によって選ばれる特別職の公務員

であるとされている。憲法に、公務員というのはすべからく公務員は全体の奉仕者であると規定されている。この公務員というのは、執行部の事務局の職員、議会事務局の職員、いわゆる一般職の公務員を想定しがちだが、これには議員も含まれ、議員も全体の奉仕者である。

これは何を意味しているのか。私なりの解釈だが、議員は政治家なので中立ではない、一般職の公務員のように中立的に事務を行うという立場ではないが、何をもって全体の奉仕者かという、最終的な議案に対する意思表示、態度決定において可と投ずること、否と投ずることが、養父市民のために将来的にプラスになるのかどうかという判断において投ずるべきであって、経済的な利益によって誘導されるような判断は避けなくてはいけない、あくまでも議員として、中立である必要はないが公正公平に物事を決するというのが、全体の奉仕者であると考えられる。

それともう1つ重要なのは、よく議員は非常勤だと言われる。議員というのはいつも活動しているわけではない、本会議や委員会、定例会や臨時会の時にしか活動していないではないか、それは非常勤ではないか。非常勤の議員になぜこんなに高い議員報酬を支払う必要があるのかというような論調で論理が繰り広げられる。

そうではなく、公務員であるという資格において、常に住民のために活動するのが議員である。議員の活動というのは基本的に本会議や委員会といった議会活動が中心になるが、本会議ですぐに質問や質疑ができるということではなく、市民の意見等を十分聞きながら、また他の自治体の事例、国の動向等も見ても勉強しながら、普段において市民の意見を十分にそこで生かしていく活動というものが非常に重要になってくるのであり、そこから議会活動が繋がっている。

また議員は議員として独自に様々な、議員という立場を利用して活動している。知り合いの大阪の市議会議員は、公立図書館を作るために市議会議員という今の立場を十分活用して、市議会議員が言うことだと市長も耳を傾けてくれるので、それを生かしながら公立図書館の設置に向けて活動しているのだと言っていた。そういう活動もあると思う。

そういう意味において、議員職というのは常勤、非常勤というわけではなく、選挙で選ばれた議員職、公選職という1つの仕事である。その仕事を全うするためにどれだけの議員報酬が必要なのかということが問題にもなるということである。

特別職の公務員であることから、いわゆる政治倫理の問題点というものが出てくるということになるが、これは問題がまた違ってくるので今日は話さない。

もう1つ重要だと思うのが、特別職の地方公務員であるということから、議員については守秘義務が適用されない、つまり職務上知り得た秘密を外に漏らしてはいけないという、一般職では義務になっている守秘義務というのは課せられていない。

これは、課せられていないから漏らしていいのだということではない。逆に議員はもっと厳しく自分自身を律するべきだろう。なぜ守秘義務がないのかということ、議員の活動というのは非常に複雑な立場を持ち、様々な場において様々な情報が集まってくるので、どこから得た情報なのかを特定することが非常に難しく、実際には守秘義務を適用することができないのである。しかし難しいからできないのであって、守秘義務を守らなくていいということ

ではなく、市民からの様々な情報を安易に外に出す、SNS等で発信するというようなことは厳に慎まなければならないということである。

(3) 議会改革とは

地方議会というのは、地方自治法やその上位法である憲法に細かく限定、制約され、非常に活動が限定的になっているという前提がまずある。制限された活動範囲の中でいかに住民目線に立ちながら、住民の意思を丁寧に拾って、それが反映できるような意思決定をしていくかということが重要であって、議会改革の目的は、住民のために議会活動、議員活動をいかに活性化するかということが重要である。そのためには、いかに自分たちの活動が住民にとって見えるものか、見える議会、また住民に役立つ議会、信頼される議会、生産性の高い議会というような、そういうようなキャッチフレーズ的な1つの方向性、自分たちはどういう方向性を持って活動していくのかということが必要なのではないと思われる。

元鳥取県知事の片山善博さんが議会の研修会で言われていたのは、自分の知っている議会改革っていうのは、例えば会期をどうするか議員定数をどうするか議員報酬をどうするか、そういう議会の身内のことばかり話していて、住民との関係において議会というものはどのような立ち位置に立つべきか、住民のための議会というものをどのように作っていくべきかと、そういう視点からの議論がないのではないかとということ。

片山さんが鳥取の知事になったときに、県の部長を集めて、君はどういう自分の使命感を持って行政をやっているかとしているんだと、つまり君にとってミッションは何だと考えるんだということを、1人ひとり質していった。議会についても、議会のミッションは何なのか、議会というのは住民のためにどのようなことをやるべきなのか、ということ、それが結果的に議員報酬や議員定数の問題になるかもしれないが、それよりも議会報告会などにおける住民との関係、請願提出者を議会に招いて直接意見を聞くとか、いかに住民との関係を改善していくかというようなことも1つの目線であって、その当時はそのような目線はなくどうしても議員定数を多くしようとか議員定数を削減しないでいよう、報酬を高くするとかっていう話ばかり。総務省の人にも議会についての要望を作ると、またお金ですかというふうに言われたことがある。

総務省出身だったからかもしれないが、片山さんが言いたいことは、それぞれの議会のミッションというのは何か、養父市議会でもどういうミッションを持って活動するのか、そこを住民に対して約束する、公にするのが議会基本条例だということになる。また政治倫理条例は、自分たちはこういう倫理観を持って活動しますよということを住民に対して約束するというものである。

そういう議会基本条例や政治倫理条例というものは常に見直しを行うことが必要である。特に議員任期ごとに必ず見直しを行い、結果として修正、見直しはなくても、議員同士の共通意識を常に新しくしていくことが必要である。

時代は変わっていく。ハラスメントとかSNSの問題というのはかつてもあったと思うが、今のように問題になっていなかった。常にそういう問題について、新しいものにしていくと

ということが必要だろうと思う。

(4) 委員会の活動強化について

委員会活動について、議会基本条例の12条に規定がある。養父市議会としての問題点として示されたのが、常任委員会の閉会中調査ということについて見直しができないか、必要な継続調査の実施や委員会の合意を得て、委員会代表質問として一般質問を行うなどの仕組みが考えられないか、決算特別委員会について見直しができないか、というような点をお示しいただいた。

本会議というのは、地方自治法等で基本的に細かくやり方が決められており、どこの議会でも大体同じやり方になってくる。委員会についてはそれぞれの自治体の議会で、自分たちで規則や条例を設けることができ、その中で運用を決めることができる。この中で話題になったオンラインによる委員会についても、総務省も本会議は駄目だが委員会はそれぞれの議会の考えで導入できますよと言っている。

委員会というのはある程度それぞれの議会において運営が自由に決められる、裁量の余地が広いということで、先ほど述べた片山さんの話で言えば、委員会がどのようなミッションで活動するかということをもっと前提として捉えた上で、そのために委員会にどのような働きをさせるかということが考えられるということになっている。

また委員会は、付託された議案等の審査だけではなく、行政に対する調査を行うことができる。これは地方自治法第109条第2項の常任委員会に「常任委員会はその部分に属する当該普通公共団体の事務に関する調査を行い、議案、請願等を審査する。」とあり、事務に関するそれぞれの常任委員会が所管する事務について調査できるということが言える。

この調査とは、養父市議会においては先ほど閉会中にやっているという話だったが、これは臨時会・定例会の会期と会期の間においても調査をすることができるということ。閉会中に限らず、例えば我が委員会においては、この2年間でこういう問題について調査しましょうと、少なくとも調査するテーマを決めるについては議員同士で議論するということが必要であって、実際の行政に対する調査については執行部に来てもらい問いただすことがあっても、最終的に案をまとめるには議員間、委員会の協議において決めていく。

視察についても同じようなことが言える。特に視察については、事務局が主導して視察先を決めることが多いような気がしたが、税金を使っているのであり十分な成果があるように議員同士で今何が問題で、ここに行ったらこういう成果があるんだということを、前提にした上で問題点を共有しながら有効な視察先というものを決めていく。それなりの前段階における十分な準備がないと成果が上がらないと思われる。

また参考人制度を利用するというのもできる。地方議会において限られた権限の中で住民の方にちょっと話していただくという制度はない。参考人という制度を作らないと、正式な委員会や本会議において意見を述べるができないという限界がある。そういう制約がある中において、いかに参考人制度を活用するか。

また決算や予算については、専門家に頼るということ、地元の大学、地元の経済界とかそ

ういう方々に来ていただいて勉強する機会を設けるということも非常に重要である。

また、閉会中継続審査事件というものを有効に活用する。私がちょっとびっくりしたのは、養父市議会において閉会中に調査を行ってますという問題提起があったが、こういう形で活用されている例もあるんだということ逆を逆気づかせていただいたというかびっくりした。ただ、閉会中に限定せず、例えば2年とか4年という期間において、中長期的な問題提起をしていくということも必要になってくるのではないかと思う。

前述のように委員会においては運用についての裁量の範囲が広く、例えばオンラインの導入は感染症対策だけでなく、女性の政治参加も踏まえて、育児出産等においてオンラインを使って女性議員が委員会にも参加できるようにする、外国においては欠席者の権利、つまり出たいけれども出られない、そういう人も議会に参加する権利はあり、その権利を十分に活かす、保証するというのも重要である。アメリカでは代理投票といって、同僚の議員に自分の表決を依頼する場合もあるが、そこまではできなくとも、これからの女性議員の進出ということも踏まえていくと、例えばオンライン等によって、欠席せざるをえない方に機会を与えるということも必要だろう。

次に、議論する場として委員会を活用する、議員力と議会力をいかに結びつけるか、個人個人の力量から明らかになった様々な問題点を議員個人の成果に終わらせず委員会としてそれを受け取り、委員会においてどのような形でその問題点に対峙し、解決していくかということも重要であろう。

運用の最良のオープン例として紹介するのが福岡県の豊前市議会。討論というのは本会議も委員会も賛成反対の意見を一方的に述べ、議論する場ではないとされているが、豊前市議会においては、委員会において、いわゆる一般的な討論の場面になると執行部には退室してもらい、議員同士、委員同士でこの議案についてどういうふうに考えるか、どのような態度表明をすべきかというようなことを議論し合う。その結果として賛否を決していくというようなことをされているという例を聞いたことがある。討論という場を自主的な議論の場にしていくというような例もあるということ。

もう1つご紹介すると、各委員に賛否の理由を説明させる例。これは京都府の精華町議会だが、各委員会において賛成反対の意思表示をするに留まらず、なぜ賛成したか、なぜ反対したかという理由を言ってもらおうという運営をしている。議案に対するそれぞれの議員の、失礼な言い方だが理解度というか、どれだけその議案に対して深い理解をした上で賛成反対の意見を表明しているかということが重要だということ。

それと決算と予算の一体的審査を模索する、前年度の決算が9月には上がってくるというローテーションを活かし、次の3月議会における予算審査に活かしていくということが重要であるということが言える。

北海道の別海町というところは、一般質問を議員全員で磨き上げるということで、質問そのものを議会全体、議員全体として作ろうと模索したり、委員会の総意による一般質問や、一般質問通告内容の新聞折り込みなど、一般質問に係る機能を強化したことから、登壇者増加、調査能力向上、傍聴者数増加等の効果が表れているというような紹介があった。

また、決算と予算をどのように連携していくかということについて、かつては常任委員会
は人数制限、所属制限等があって常任委員会の数は限られていたが、今はそのような制約は
それぞれの議会で外すことができるので、例えば予算とか決算を常任委員会にして2層制に
する、予算決算常任委員会として、そのもとに例えば三つの常任委員会があるという形で、
予算委員会は全員で参加するというような形で決算と予算の繋がりを持たせ全員が参画して
いくという例がある。佐賀市議会においては、決算について認定だけでなく、その決算
について付帯決議で意見を述べ、それが果たして実現されているかどうか見ていくという例
がある。

(5) 議員報酬と議員定数について

議員報酬と議員定数の問題について、議会基本条例の18条と19条にあるが、市民意見など
を総合的に判断してということが両方の条文に書かれており、まさにその通りであると思う。
基本はやはり市民が納得するということが、報酬と定数についてはそれが必要であろう。原則
としては自分で決せられるということだが、その前提としてはやはり納得するということが
必要である。

原則論を言えば、議員定数については、多様な意見を代表するのに必要な人数を確保する
視点が重要であること、削減したら戻すことはできないということが基本的な観点としてあ
る。よく議員定数について、下限数を設けたらどうかという議論もあるが、下限数を設けた
ら限りなく下限に近づいていくのは当然なことで、これは適当ではないと思う。

議員報酬については、今の時代においては、議員職が兼業可能だといっても、原則として
兼業を想定するのではなく、議員として活動できるだけの報酬が必要である。そのためど
れだけ必要なのかということが問題になってくる。養父市議会においては人事院勧告に従っ
てなかったということが挙げられているが、生活給というものを基本にするのであれば、物
価指数等を考慮した人事院勧告に従うという観点もあるのではないのか。

議員報酬の決定については、専門家に協議を依頼する例や報酬審議会を独自に置くとい
うこともあるが、大事なことは議員定数も議員報酬もやはり住民、市民に納得してもらうため
に、その根拠を示していくということであろう。

特に議員報酬については様々な議会が模索している。前提として、これは当たり前のこと
だが、あの議会であれば、という納得を得るということ、議会がいかに成果を上げていく
ということがやはり重要である。それが、基本的には議会基本条例をもとにした議会活動を
いかに活性化していくかというところに繰り返し戻ってくることになってくる。

都道府県においてある程度議員定数の削減が止まっているのは、選挙区があるということ
がある。選挙区は人口割になっているため、人口が少ないところは合区ということになるが、
少なくとも選挙区がある。市の場合においては、選挙区というのはどうかと言うと反対され
るが、ただあえて言うと、養父市のように4自治体が一緒になって合併されたような地域に
おいては、それぞれの地域から、その地域を代表する、地域の声を代表する議員というもの
を考える必要はないのかということが心配される。

ある県議会において、議員定数を削減するということについて、削減対象となっている地
域の議員から、何とかそれを抑えられないかと意見を聞かれたことがある。重要なのは、様
々な意見を反映させる、特に地域的に人口が少なく声が出せないようなところについても地域

の声をいかに伝えるかということ。県において全体としてばつと削減すると、どうしても地域の声というものが届かなくなってしまう。それについて議員がどう考えるかということだ。

議員定数についての基本的考え方は非常に古い話だが、昭和25年に国の選挙制度調査会等があり、地方議会についても根拠が必要として、住民の意見ないし世論の反映に必要なしてかつ十分な数、合議体としての機能を発揮する、議員としての人材を得ること、議員の責任をいかに確保するか、議員に対する社会的評価というものを基にする、処理すべき事務の量、財政上の負担、諸外国との比較などが審議された。

よく学者は外国との比較で、特に調査においてはボランティアでいいというようなことを言うが、アメリカの町村と日本の町村でやっていることは全然違う。給付金等の給付事務の事務量を監視する議会というのは、やはりそれなりの定数、それなりの議員報酬というのは必要で、それは自治体というものを維持するためにふさわしい議会というものをどのように考えるかということには必要ではないかと思う。

具体的な算定基準だが、基本的に今多く行われているのが、常任委員会の機能を基準にするという例。つまり、例えば三つの常任委員会だと、何人の常任委員を1つの委員会に割り振るのか、8人であれば、8掛ける3の24、プラス議長で25または副議長26ということになる。現状においては委員会が活動できるということは非常に重要なので、委員会の数ということを経営にするもの。

ほかにも、類似団体、同じような財政規模、人口規模のところを基準にするということがある。また議員1人当たりの人口の視点もあるが、これは全自治体でやることができない。

かつては地方自治法に定数の上限数というのが決められていた。人口ごとに議員数の上限があり、かつては大体の数が地方自治法で決まっていた。地方分権、地方自治を充実させるということで規制緩和されこういう基準は全部なくなったが、1つの基準としては考えられる基準ではないかと思う。ただこれを主張しても今のところは根拠がないが、それぞれの議会が決めるにあたって1つの根拠にはなるかもしれない、ということである。議員1人当たりの人口基準としても、やはりそれぞれ財政規模、人口規模別に考える必要があるのではないかと思う。

マスコミの論調として、全部が全部こういう主張ではないと思うが、定数や報酬の削減が議員、議会改革だとされ、どんどん定数や報酬が下がったけども、それはかえって議会機能の弱体化に進んだのではないかというようなことを言っている記事があった。

次に議員報酬だが、特別職報酬等審議会というところが決めることになっている。昭和39年に国の通知でできたが、なぜできたかということ、各議会でお手盛りをして、自分たち自身でどんどん報酬を引き上げていたが、国の財政、地方の財政も厳しくなってきたので、それをやめましょう、特別職報酬審議会というものを設置し、引き上げるときにはそれなりの答申を出さないといけないという仕組みになってきたということ。

そういうことでずっと戦後続いてきが、隣の鳥取県では平成18年、片山知事が特別職等報酬審議会条例を廃止し、知事等の給料については専門家から成る新たな会議を作った。議会についても同様の会議を設置するというにされたが、最近確認すると、議会においては基本的には代表者会議で決めていて、第三者に委ねるというようなことではないとのこと。第三者に委ねたのは三重県議会で、大森彌先生を座長とする議員報酬等に関する調査会で、知事の実働日数と比較して議員の実働日数を測り、それを案分して議員の報酬を出したというような結論を出している。結果として、そうすると大幅に引き上げるようになってしまっ

たので、実は実現しなかった。

議員報酬にしても議員定数にしても、いろいろ理屈は立てても、現状と大幅に違うとなかなかその理屈というのは通らない。理屈と現状の兼ね合いが非常に難しいというのは、現実としてはある。したがって、議員報酬について人勧に従うというのも1つの基準としてはありなのかと思う。

議員報酬というのはどのような考え方なのか。平成20年に地方自治法が改正され、それまでは報酬と言っていたのが、議員報酬というふうに変わった。これは全国三議長会が要望して変わったもの。実は今でもある福島県の議会においては、1回本会議に出ると4万円、公務として認定されたものに対して日当を払うという役務の対価としての議員報酬があるが、単なる役務の対価ではなく、生活保障的な意味合いも含めて議員報酬というものを考えて欲しい、地方歳費とか報酬という名前から抜け出したいという要望を出した。福島で1つの自治体が日当制をとっているということで報酬という名前は残す、その代わりに議員報酬という名前にするという妥協点において今の議員報酬になったが、その改正のもとにあるのは、単なる役務の対価ではないということ、働いた実働払いではないということである。

ではどういう理屈を持って算定するか。全国町村議長会が提唱しているいわゆる原価方式という活動量を算定して町長との兼ね合いにおいて算定するという方法や、比較方式という同規模の自治体と比較する方法、また執行部職員の給与を基準とするという考え方がある。

国においてはどうなっているかという、国会法の35条に、議員は一般職の国家公務員の最高の給与額より、少なくない歳費を受けるというふうに規定されている。つまり国会議員は、一般職の公務員の最高の給料をもらっている各省庁の事務次官の最高額である120万円を上回る129万円となっており、1つの考え方として、例えば市の一般職の職員の最高額よりも高い額という考え方もある。

ただそれが、議会費との関係等において、なかなか難しい。議会費を固定して定数と報酬を算定する、議会費の範囲内において、議員定数と報酬を考えると、報酬を増やす代わりに議員定数は減らす。議員定数を減らすと議員になる人が難しくなってくるが、議員報酬を上げないと議員になってくれる人がいない。本当にこれはどっちにすればいいか、本当に難しい問題となってくる。特にマスコミの論調の中で、中山間地域においては、最近非常に厳しい問題があるというような指摘もされている。

この議員定数と議員報酬については、理想は言えるが、結論としてどういう人数・報酬が必要だということは申し上げられない。理想としては、議員定数についてはやはり多様な住民意思を把握できる、代表できる、また議員報酬については、やはりある程度の生活ができる生活保障となるというような1つの理想に向かって考えていただく。その前提として、議会が市民の方々に活動というものを十分に示して、その成果として納得してもらえるかというところが議会基本条例も含めての問題点となるというふうに考える。

4 質疑応答

(一般参加者)

議員の中には素晴らしい活動されている方がおられ、議員報酬は高いとは思わないが、議員の活動が見えてこない。

(内田一夫氏)

議員や議会が何をしているかということ、いかに市民の方に知っていただくかということが必要。その前提があって議員報酬や議員定数の問題というものと繋がっている。

(石本議員)

個人の活動を、例えば議員の活動の実績を評価していくような市民査定のようなことが、議会活動を市民に知っていただくことに繋がると思うがどうか。

(内田一夫氏)

議員の活動というのは、その目指すところによって様々な活動の方法があり、1つの指標で評価していくのはどうかと思われる。マニフェストをどれだけ実現しているかということが1つの基準になるのでは。

(一般参加者)

委員会等がSNSなどを使って情報配信されておらず、もっと公にして市民がその情報を得られるようにしていただきたい。また、議案の審査結果について、委員会における議論の内容や可決否決の理由を明らかにすべき。

(内田一夫氏)

市民に対して見えるようにしていくことが前提。ただし議員が忌憚なく意見を言うためには、全てが公開ということにはならない。

(浄慶議員)

当局の政策立案のプロセスに議会、議員が関与するというのは可能なのか。議員が様々な社会的な活動や経験をする中で考えているようなアイデアが政策立案の中で提供できる可能性があるのでは。

(内田一夫氏)

予算編成過程において、何らかの形で議会が関与するような例は聞いたことがある。また、計画などの途中の段階で報告を求めるという方法はあると思うが、途中の段階で情報が外部に漏れることは問題になりかねないので、そういう前提で委員会等に当局が情報を出せる環境を作っておくことは必要ではないか。

(議会モニター)

議会改革を頑張った議員さんが、選挙という結果に結びつくような何かいい手立てはないか。

(内田一夫氏)

マニフェストなどで、議会をこういうような視点で変えていきたい、それが結果として市民のためになり行政も良くなっていくというようなことをアピールするというのが1つの方法。

(議会モニター)

独自に政策提案を表明できるような議会になるためには、議員の能力のどこをアップしたからいいのか。

(内田一夫氏)

端的に言うと、私は分析力ではないかと思う。今の問題点をどのように分析し、首長が納得するような理屈をきちんと構成できるかどうか、感情ではなく、識者の意見等をもとにして、分析力を持って現状を客観的に分析して提案していくということが必要。

5 閉会

【西田副委員長】 省略